

## 商品概要説明書

## わ～い・わ～い2000

2026年4月1日現在

商品名	わ～い・わ～い2000	
販売対象	当金庫で公的年金を受給している方、当金庫に裁定請求書および金融機関変更届を提出している方	
販売期間	2026年4月1日～2027年3月31日	
預入	(1) 預入方法	一括預入
	(2) 預入金額	1円以上2,000万円
	(3) 預入単位	1円単位
	(4) 預入期間	1年 自動継続（利払式）
払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。	
利息	(1) 適用金利	固定金利 預入時の店頭に表示する1年ものスーパー定期・スーパー定期300・大口定期預金の利率+0.10%を満期日まで適用します。
	(2) 利払方法	満期日以後に一括して支払います。
	(3) 計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	復興所得税が課税され20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用となります。	
付加できる特約事項	マル優の取扱いができます。（350万円まで） [マル優を利用できる方] 遺族年金を受給されている方、身体障害者手帳の交付をうけている方など	
中途解約の取扱い	預金規定に基づき預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに支払います。	
金利情報入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へお問い合わせください。	
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置: 本商品の苦情などは、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理統括部(9時～17時、電話03-5610-1110)にお申出ください。 紛争解決措置: 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センターなどで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システムなどを用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。	
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・満期日まで継続して当金庫で公的年金のお受取りを確認できない場合は、自動継続が停止する場合があります。	

## 定期預金の中途解約利率一覧

別表(1)自由金利型定期預金(スーパー定期・スーパー定期300・わ〜い・わ〜い2000)

		契約期間			
		[定型方式] 1か月、3か月、6か月、1年、2年 [期日指定方式] 1か月超3年未満	[定型方式] 3年 [期日指定方式] 3年超4年未満	[定型方式] 4年 [期日指定方式] 4年超5年未満	[定型方式] 5年
預入期間	6か月 未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
	6か月以上 1年未満	約定利率 × 50%	約定利率 × 20%	約定利率 × 10%	約定利率 × 10%
	1年以上 1年6か月未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 30%	約定利率 × 20%	約定利率 × 10%
	1年6か月以上 2年未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 30%	約定利率 × 20%	約定利率 × 10%
	2年以上 2年6か月未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 50%	約定利率 × 30%	約定利率 × 20%
	2年6か月以上 3年未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 50%	約定利率 × 30%	約定利率 × 20%
	3年以上 4年未満	—	約定利率 × 60%	約定利率 × 60%	約定利率 × 40%
	4年以上 5年未満	—	—	約定利率 × 60%	約定利率 × 60%

(注)小数点第4位以下切捨て